
プロジェクト **継続企業に関する会計基準の開発**

項目 **第 583 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 583 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 3 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（適用時期等の検討）

適用時期等の検討の前提についての意見

2. 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第 74 号」という。）と継続企業に関する会計基準（以下「継続企業会計基準」という。）の関係性に関する事務局の分析は、適切であると考えられる。

適用時期についての意見

3. 継続企業に関する会計基準及び継続企業に関する会計基準の適用指針の適用時期について、事務局の提案に賛成する。

経過措置についての意見

4. 継続企業の前提に関する評価について、実務においては会計公準として認知されているものであることから実務への影響はないと考えられるものの、事務局の提案した将来にわたって適用するとした経過措置に異論はなく賛成する。
5. 表示方法の変更に関する経過措置に関する事務局の分析は、重要な後発事象に関する注記が 2 期併記されることを前提に行われていると考えられる。この点、実務においては、単年度で注記が行われている事例が多いと考えられるものの、『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」8 の 2 の 2 における記載を踏まえると会計基準としては記載しておくことが適切であると考えられる。一方で、実務上は単年度で注記が行われていることが多いことを踏まえて、表示方法の変更に関する経過措置を定めないとしても、賛成する。

（企業会計基準公開草案(企業会計基準第 41 号の改正案)「後発事象に関する会計基準(案)」

の文案の検討)**財務諸表の公表の承認日の定義についての意見**

6. 財務諸表の公表の承認日の定義について、「計算書」という用語を採用するとした事務局の提案に異論はない。この点、会計基準と監査基準の整合性を考慮し、結論の背景において「計算書」を使用した経緯を記載することが考えられるものの、企業会計基準公開草案（企業会計基準第 41 号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」（以下「後発事象会計基準改正案」）及び監査基準報告書 570「継続企業」の改正案ともに最終化前であり、必ずしも公開草案の段階において後発事象会計基準改正案の結論の背景に「計算書」を使用した経緯の記載を行うことを要しないとした事務局の見解は理解できる。

以 上